セミナーレポート

JNSA 西日本支部主催セキュリティセミナー NSF2004 in OSAKA 西日本支持

西日本支部 セミナー運営WGリーダー 西日本電信電話株式会社 中台 芳夫

日本ネットワークセキュリティ協会西日本支部主催の第5回セキュリティセミナー「NSF2004 in OSAKA」が、大阪商工会議所、関西経済同友会、近畿経済産業局の後援のもと、11月11日(木)に大阪市にある新梅田研修センターにおいて開催されました。当日は雨天のため参加者の出足が心配されましたが、10月に都内で開催されたNSF2004の活況ぶりを反映した形で、約162名の方にご来場頂きました。

今回は一般企業にとっても関心の高い「個人情報保護」をテーマとして、行政、法曹、事業者、そして情報漏えい被害者の4つの立場から、個人情報・プライバシー権の保護の考え方、情報セキュリティへの取り組みに関する動向、および将来へ向けた課題等をご講演頂き、多数の参加者に改めて考えを深めて頂くセミナーとなりました。

プログラムは、最初に井上支部長から「JNSA設立五周年にあたり、NSF2004を東京で二日間開催し、約1000名のご来場者にお越し頂きました。個人情報保護法の完全施行まで5ヶ月を切り、いやがうえにも皆さんの興味が増している中、西日本でも同じテーマで、関西にゆかりのある方々を講師にお迎えし、本セミナーを開催致します。」とご挨拶を頂き、あわせて2003年度のJNSAの調査結果から、個人情報漏洩に伴う事業者の被害規模に関し、賠償額の算出モデルなどの要点をご紹介頂きました。

続いて基調講演として「情報セキュリティ政策の最新動向について ~個人情報保護法施行等を迎えて~」と題し、経済産業省・商務情報政策局・情報セキュリティ対策室課長補佐の田辺雄史様からご講演を頂きました。田辺様は「近年の電子商取引市場の急成長、企業のセキュリティ対策意識の低さ、脆弱性発見から攻撃までの期間短縮化を背景に、情報セキュリティに対する考え方は『予防偏重』型から『事故前提』型へ、経営全体にかかわる信頼性を勝ち取っていくインフラという見方へ変化しています」とお話され、政府としても3つの戦略と42の

施策項目からなる「情報セキュリティ総合戦略 | へ取り組 んでいることを説明されました。田辺様はこの中から、 文書の電子保存の認可によって企業経営の効率化に寄与 する e - 文書法(注:本セミナー後の11月19日に成立、 2005年4月に施行予定)、および個人情報保護法と経済 産業分野におけるガイドラインについて詳解されました。 ガイドラインでは、個人情報保護法で安全管理措置の具 体例が明記されていない分、参考事例を掲載し明確化を 図った点、および従業員の個人情報の取り扱いについて は厚生労働省と共同で作業した点などを説明され、ガイ ドラインの一部もご紹介頂きながら、広範囲に規範とな るガイドラインになったことをお話頂きました。またご講 演では、経済産業省における政策の柱として、IPA、 JPCERT/CCを中心とした情報セキュリティ早期警戒パ ートナーシップ、コーポレートガバナンス(企業統治)の サブセットとして監査制度も含めた組織的な情報セキュ リティ対策のあり方、技術的な情報セキュリティ対策の 最新動向、そして電力分野等の重要インフラにおける情 報セキュリティ対策についても言及され、経済産業分野 における多方面な情報セキュリティ対策の展開について ご披露頂きました。

午後からは、法曹界の立場から「個人情報保護法と企業の対応」と題し、国立情報学研究所客員教授で弁護士の岡村久道様からご講演を頂きました。近畿大学法科大学院、奈良先端科学技術大学院、神戸大学法科大学院



でも教鞭を執っていらっしゃる岡村様は「民間部門での個 人情報の取扱いルールを定めた法律はこれまでなかったの ですが、4月の個人情報保護法の本施行に向けて、各企 業とも来年2月頃の完了を目途に準備を進めています」 と冒頭に挙げ、まさに各社とも切迫感に迫られている状 況からお話頂きました。岡村様からは、法律の基本理念 や構造、関連する法令の位置づけ、判例に学ぶ具体的な 対策の考え方などの細部に至るまでを詳しく解説して頂 きました。とりわけ個人情報保護法を遵守する上で陥穽 になりがちな、利用目的の通知や公表の要・不要の考え 方、データの正確性の確保の具体例、内部情報漏洩の主 な原因と言われる従業者の監督、委託先の選任と委託契 約において望まれつつある事項、委託先と第三者提供の 違いとその留意点、情報主体への開示等の対応方法とク レーマー対策、個人情報保護方針(プライバシーポリシー) の策定の考え方や具体例、および不適正な個人情報の取 り扱いに対する行政処分などについて、法律的な見地か ら留意すべき部分をお伝え頂きました。法律施行を前に、 目的に沿った適正な取得、安全管理措置の実施、情報主 体への対応といった、個人情報取扱事業者が法律に則っ て遵守すべき事項のほうがクローズアップされています が、岡村様は「プライバシー権と個人情報保護法とは密 接に関係しているが、別個独立の存在」と述べ、プライバ シー権の考え方は引き続き存続し、今後企業が漏洩事故 を生じた場合には二重の責任が問われるようになった点を明確にされ、一般企業の参加者にとってもどのようなポイントを抑えるべきかを明らかにした、有益なご講演を頂きました。

続いて、個人情報等を取り扱う事業者の立場から、 「松下電器における情報セキュリティの推進」と題し、松 下電器産業株式会社・情報セキュリティ本部参事の長野 **數利様からご講演頂きました。長野様は「松下電器グル** ープは2003年度に連結子会社数372社、従業員数29万 人(2004年度からは連結子会社数600社以上、従業員数 約34万人)を抱える中、1999年からセキュリティに取り 組み、2001年に社内の個人情報保護基本規定を制定し ています。従来は規定が豊富にもかかわらず具体的な施 策が不明確で、ドメイン・事業場毎のセキュリティ管理 レベルのばらつきが大きく、また専任推進体制が未確立 なために経営トップの意思が組織に浸透しにくいという 課題を持っていました。このような背景のもと、全社的 に統括する目的で、2004年4月1日から情報セキュリテ ィ本部を発足しました。個人情報の保護、技術情報など 営業秘密の守秘管理、セキュリティ機能を盛り込んだ安 全・安心な製品の供給を3つの柱として取り組んでいま す。」と紹介されました。個人情報だけでなく営業秘密も 管理しなければならない事業者にとって、セキュリティマ



セミナーレポート

ネジメントサイクルに沿った全社的なセキュリティレベルの向上は必須課題です。松下電器グループでは、事業場単位の情報管理レベルを5段階の成熟度モデルで分類し、2005年2月までに国内全事業所で管理レベル3の達成を目標として掲げる、判りやすいマニュアル(情報セキュリティガイド)を全社員に配布する、あるいは情報セキュリティ事故についてA・B・Cの被害レベルを設定し、それぞれの被害レベルに対する対応アクションを策定するなど、全社的に理解しやすい形でセキュリティを実践し、レベルアップを図っている点に関してお話を頂きました。製品セキュリティに関しては、自らプロダクトを作り出すメーカーならではの取り組みですが、今後具体的な商品展開が大いに期待されるところです。

最後に、財団法人関西情報・産業活性化センターIDC 事業部担当部長の木村修二様から「被害者の目で情報セ キュリティを考える」と題した講演を頂きました。木村様 は1999年に京都府宇治市で発生した約21万件もの住民 情報データ流出事件において、情報管理課長として対処 された方で、「セキュリティ業界が急躍進を遂げてきてい ますが、何故個人情報保護が必要になってきたか、その 理念は何か、個人情報漏洩が発生した場合の本当の被害 者は一体誰なのかを真剣に考え、過去の失敗を他山の石 として学び、今後の失敗を防いで欲しいと思います。|と 挨拶され、当時の貴重な経験を踏まえ、現在の個人情報 保護およびプライバシー保護に関する課題や、個人情報 を扱う現場の意識とセキュリティ業界側との意識のずれ に警鐘を鳴らすお話を頂きました。ご講演の中で、「個人 情報漏洩は社会システムの問題。需要があるから供給さ れる。一方で漏洩を防衛しながら、もう一方で収集する ような二律背反の個人情報対策を実施していないか」、 「情報の取り扱いが簡単になった分、安全性が軽視され、 事故の発生も容易になった」、「アプリケーションを作る 人は個人情報保護条例を理解して欲しい」といった業 界・ベンダへの問題提起、「個人情報漏洩は市民が被害 者。事件には誠実に対応して被害者の救済が最優先」、 「個人情報は市民からの預かりもの。情報セキュリティは 生身の人間を護るものであって欲しい」、「個人情報を扱 うサーバのログについて、市民や顧客へ開示できますか」 等、現場への反省を込めた発言、そして「セキュリティを向上させれば、個人情報漏洩などの事故は減るのでしょうか?」と情報セキュリティの本質論に迫る木村様のお話を伺い、身につまされる思いがしました。セキュリティビジネスを推進する業界側にとって、個人情報を保護する現場の方々、そして個人情報主体である市民や顧客の立場に立って、意識すべき課題は未だに山積していることを改めて気づかされました。

法律施行を目前にし、個人情報保護への取り組みは企業にとっても避けられない問題とあって、今回のセミナーは熱気に満ちており、講演を通じて多数の方の関心が寄せられたました。一方で、法律の骨子やガイドラインを端的に理解し、目前の課題を理解したものの、自組織としてどう具体的に取り組んでいけば良いのか、未だに手探り状態にある企業や自治体も少なくないものと思われます。今回のセミナーをトリガーとして、お客様とセキュリティ業界が問題意識を一つにすべく歩み寄り、よりよい個人情報およびプライバシーの保護に向けて取り組むことが今後重要なことと感じられました。